

対象対象事業の要件は、次に記載の 1)、2) いずれかの要件を満たすものを対象とします。

1) 低炭素な地域循環圏の形成を図るための事業の実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業

地域で資源の循環的利用（リデュース・リユース・リサイクル）と低炭素化の両方を実現する高度な地域循環圏を形成する事業の事業化に向けた実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業であり、事業ごとに以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

ア) 地方公共団体

- a. 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）及び当該地域における一般廃棄物処理計画又は都道府県廃棄物処理計画に沿うものであること。
- b. 産（事業者）・学（大学等）・金（地域の金融機関）・民（NPO、地域の住民等）の少なくとも 3 者以上が参画する会議体を設置し、同会議体による検討・評価により進める事業であること。
- c. 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。

イ) 民間団体等

- a. 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画及び当該地域における一般廃棄物処理計画又は都道府県廃棄物処理計画に沿うものであること。
- b. 事業内容が当該自治体から了承済であること。
- c. 官（自治体）・産（事業者）・学（大学等）・金（地域の金融機関）・民（NPO、地域の住民等）の少なくとも 3 者以上が参画する会議体を設置し、同会議体による検討・評価により事業を進める事業であること。
- d. 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。

2) 低炭素なエコタウン形成を図るための事業の実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業

エコタウン等の静脈施設が立地・集積した地域が循環資源の循環的利用と低炭素化の両方を実現する先進的なモデル地域を形成するために必要な事業の事業化に向けた実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業であり、事業ごとに以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

ア) 地方公共団体

- a. 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画及び当該地域におけるエコタウンプラン等に沿うものであること。
- b. 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、か

つ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。

c. 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること。

イ) 民間団体等

a. 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画及び当該地域におけるエコタウンプラン等に沿うものであること。

b. 事業内容について当該自治体から了承済であること。

c. 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること。